

新築住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに新築された住宅については、120㎡相当を上限に新築後一定期間の当該住宅に係る固定資産税額を2分の1に減額します。

● 住宅の要件

1. (1) 専用住宅や併用住宅で、床面積が50㎡以上280㎡以下であること
(2) 一戸建て以外の貸家住宅にあっては、床面積が40㎡以上280㎡以下であること
2. 併用住宅の場合は、居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上あること

● 減額される範囲

住居として用いられている部分（居住部分）のみで、床面積120㎡に相当する部分

● 減額される期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分

※ 3階建以上の準耐火構造又は耐火構造住宅である場合には、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分

● その他

認定長期優良住宅の減額と重複して適用されるものではありません。